ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第40号　2015/12/22

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】ギャンブルとギャンブル依存にかかる真実の言葉／在日米国商工会議所の｢ＩＲ戦略｣／カジノ正当化論の屁理屈／年末ジャンボ１０億円くじの「詐欺」／totoの拡大とスポーツのギャンブル化を憂う／東京五輪とtoto／再論・宝くじ当せん確率のナゾ／投稿：依存症の時代（石野博人）／用語解説：嗜癖･依存･障害、Responsible Gambling(ＲＧ)～責任ギャンブリング～／コラム：大阪府立精神医療センター(ＯＡＣ)、老人介護とパチンコ、賭博と道徳、「一攫千金」／書籍紹介／NEWSピックup、事務局だより・裁判情報

**ギャンブルとギャンブル依存にかかる**

**真実の言葉**

「ギャンブルは人を嵌める」

　　　ギャンブルは人を熱中させる。これには金の得喪への闘争心や射倖心が大きく働く。ギャンブルは心理学上はもとより脳生理学的にみても人を嵌め、病に落とす仕組みが判明している。

「ギャンブル産業（事業）は人の射倖心を利用するワンサイド収奪ビジネス」

　　　一般産業は生活有用品を生産し市場を通して消費者・国民に供給する。ギャンブル産業は、人の射倖心を利用し、そのゲームを娯楽化するとするワンサイド収奪ビジネスである。

「ギャンブル場やギャンブルマシーンは人を嵌めるシステムの場と機械である」

　　　公営競技やパチスロからカジノまで、その場と装置や機械は人を極大化して賭博に参加継続させ、その回転度（集約度）を高めるシステムである。

「ギャンブル事業の収入は『問題のあるギャンブラー』の30～50％から得ている」

　　　ギャンブル客が金を賭けずゲームを楽しむだけなら「ギャンブル依存」は生まれない。公営競技や宝くじ・totoは、客全体の金の25～55％を天引して収益を得ている。脱法ギャンブルのパチスロや闇賭博も15～30％以上を収奪する。遊ぶための金でも、収入の10％以下でないと問題を生む。実はギャンブル産業の収入の30～50％は問題ギャンブラーからの金である。病人から収益を得るのは治療をする病院・医院と回復施設だけでよい。

「ギャンブルの金の半分はアウトロー（法外）である」

　　　闇ギャンブルの金は全て犯罪金。パチスロの金は90％以上が脱法システムの「換金」を利用する。ギャンブルの収益はほとんどが略奪的収益である。人の健全な娯楽に要せる経費は一時的なものでも収入の10％台である。公営ギャンブルの収益ですらその10％以上は犯罪からの金である。家族・世帯の同意内のものは1％もない。

　　　このようにどんなに控えめに評価しても、ギャンブルの金は「アウトロー」である。ギャンブルに使われる金は家庭では必要な生活資金である。ギャンブルに消費した結果、生活を破局させたり事業を倒産させる。破産の原因がギャンブルであれば、免責が排除される理由となる。これらは法の正義からギャンブル投入金が枠外（アウトロー）であることを示している。

「ギャンブル事業は特に情報開示と正しい説明をしなければならない」

　ギャンブル事業が肯定されるとしても、客や市民に正しく必要な情報が提供されることは不可欠である。パチンコスロットなどマシーンの勝率（平均勝率とフロアー全体と個々の台の勝率設定）も説明されるべきだ。

　　　ギャンブルは人を熱中させる。頭を冷やすクーリング、嵌らせない休憩、再考させる時間が不可欠である。ギャンブル時間の制限（一日当たり、月間、年間）が必要。自分が使った金と時間や今後のリスクを知らせる義務（客には知り、知らされる権利）がある。

「ギャンブルについて消費者の権利がある」

(1)安全である権利（依存に陥らない権利、健康である権利）

　　　　依存症などギャンブルによる危険から守られる権利がある。現在は公営ギャンブルでさえ全くこの権利を侵害している。パチスロに至ってはもっと危険である。自己がギャンブルに伴うマネーローンダリングや脱税等犯罪に巻き込まれない権利もある。

(2)知る権利

　　　　ギャンブル事業の財務・経理や、ギャンブルの種別ごとにそのゲームの内容や勝負のリスク、その効果・効率まで知る権利がある。パチスロの景品、回収その他システムも知る権利がある。

(3)選ぶ権利

　　　　ギャンブルについて正しい情報開示と説明提供により、ギャンブルをするか否か、どのゲームを、どの時間、どの金額限度で行うかを選ぶ権利がある。ギャンブルについては自己抑制限度の事前設定システムが必要である。

(4)ギャンブルによる弊害や収益金について知らされる権利

　　　　ギャンブルには様々なリスク・弊害のあること、法律上の権利と責任について正しく知らされる権利がある。公益目的で公認されている場合は、その収益について経費も公開され、公益目的が具体的にどう実現されているか知らされる権利がある。

「ギャンブルは依存者を生み、客だけでなく家族から第三者に及ぶ被害を生む」

ギャンブル産業・事業が生む様々な依存問題から本人と家族を救済する制度・システムが必要である。その費用は、公営の場合は当然収益金から全て負担されるべきであるが、パチンコ・スロットの場合は三店方式が残っている現在はもちろんそれが廃止されても、依存症など依存問題が残っている間は特別税や負担金を業者に課すべきである。

「ギャンブルに伴うマネーローンダリング、脱税、反社会行動、その他行財政への歪みへの粛正・是正システム　が必要」

ギャンブルの世界は、導入が企図されているカジノはもちろん、パチンコ・スロットやオンラインカジノが拡大中で、脱法・違法といえるものも十分捕捉できていない。それらについて監視調査チームを設置して、是正するシステムが必要である。

**在日米国商工会議所の「ＩＲ戦略」**

　「旧聞」だが、2014年12月、在日米国商工会議所（以下、米商工）は、日本政府に対し、日本ＩＲの推進のために「ＩＲが日本経済の活性化に寄与するための枠組の構築」という意見書を提出している。

その概要は、「オックスフォード経済紙によると、東京圏、大阪圏1ヶ所ずつのＩＲ導入によるＧＤＰ押上げ効果は東京圏1.4兆円、大阪圏9500億円で、雇用創出は東京圏10.3万人、大阪圏7.75万人。そしてＩＲの継続運営による税収は東京圏4700億円、大阪圏3400億円。地方経済に及ぼす効果は年間で東京圏1800億円、大阪圏1500億円で、地域社会に各数万人の雇用創出をする。アジア各地のＩＲと競合するから早急な法案成立を要望する。」というものである。

これは「ホラ」の一言。早くやればバラ色というが、ウインズ、ＭＧＭ、サンズ等米国カジノの進出が本音であり、もし日本政府が米国企業の進出に消極的であれば障壁だとして攻撃してくるだろう。

ＩＲカジノを成功させるために必要なこととして、次の13点が＜提言＞された。内容は随分勝手なものである。【　　】内に意見書の本音をコメントする。

１．「カジノ規模に制約を盛り込まない」　　　　・・・【ラスベガスかマカオ並にせよ】

２．「初期は東京・大阪圏に、その後地方へも」　・・・【米カジノ資本進出の都合に合わせよ】

３．「複数リゾート群に複数認可」　　　　　　　・・・【日本優先はダメ、米資本カジノも必ず】

４．「認可プロセスの国の目的以外の基準も」　　・・・【日本国益中心では困る】

５．「ＩＲデベロッパーの自治体認可、入札基準の早期決定・・・【早くＩＲができるように】

６．「カジノ収入（ＧＧＲ）への税は10％以下　　・・・【でないと他国のカジノのようにやれない】

７．「ＧＧＲへの税は法人事業税として」　　　　・・・【公共事業と同様に取り扱え】

８．「カジノは消費税対象から除外」　　　　　　・・・【私営でも公営賭博と同様に】

９．「他のギャンブル同様、入場料を課さない」　・・・【タダタダ客をたくさん入れたい】

10．「規制監督は総理大臣の選任するカジノ管理委員会で」

・・・【米国の影響力が効く安倍総理の方がよい】

11．「カジノ認可を与える前に日本の企業関係は徹底審査」・・・【日本の企業には参入は厳正に】

12．「カジノは20歳以上参加、24時間年中無休」　・・・【世界のカジノ並みに】

13．「ＩＲの金融サービス提供を認めること」　　 ・・・【客に金を貸してでもカジノをさせたい】

　そして以上1～13について長文の具体的提言をしている。米国商工会議所というが、ラスベガスだけでなくマカオやシンガポール等海外進出の米国カジノ資本本位の主張と巧言が並ぶ。要するに、ＩＲ企業が日本各地へ進出し、売上成長して収益を上げられるように専らするものである。そこには米国企業の都合の良い理由しかない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｙ）

**カジノ正当化論の屁理屈**

弁護士　井　上　善　雄

１．カジノの経済的利点

カジノ産業の正当性・有用性を主張する場合は、まず第1にカジノが持つ経済的利点を強調する。カジノ産業は他のエンターテイメント産業の映画・スポーツ・遊園地などと同様、消費者が進んで金を支出するサービスを提供するものというのである。「カジノ産業は他の産業をカニバライズ（共食い）したり、有能な人材を引き抜くとか、他の経済的便益をもたらさないといった論者の理由はあまりにも単純、短絡的である。カジノ産業も経済成長を生み出す。建設に資本投資や労働力が必要になるし、運営にも労働力が必要で労働市場にプラス効果を及ぼす」というものである。

　　ギャンブル産業をゼロ･サム（儲ける人と損する人で零和になる／米経済学者Ｌ.Ｃサローの理論で経済低成長下での頭打ち社会状況をいう言葉に由来する）との批判も偏見だというのである。

　　しかし、現実のカニバライズも発生し、カジノの経済的利点はあまりにも偏ったもので、社会全体にマイナスさえ発生させている。

　　そもそも賭博を国民の富を拡大する正業といえるかを考えると、否定的に考える他ない。すなわち、映画館や遊園地のようなレジャーとして自由産業とはとても認められないのである。

２．カジノによる労働機会拡大

カジノも建設と維持運営のために資本投資や労働力が必要となる。だが、その労働市場はカジノ論者が言う程大きな労働需要を生まない。他のエンターテイメント産業から人を引き抜いたり、周辺産業の経済活動にマイナス効果も生む。より効率的経済的な商業活動を目指す大型店舗が商店街や中小店を駆逐し、そこで働く労働者を失業させるようなこともある。

　　カジノで働くという労働者は、リクリエーションや娯楽産業従業員と全く同視してよいか疑問である。カジノで働く者がカジノで興ずることは勤務時間外でも禁じられる。一般の公務員や軍人などは常習となる賭博場でのゲームを制限されるところもある。

３．カジノの消費者選択利点

カジノの利点として、カジノの導入は消費者の支出の自由選択を増やし、消費者自身がカジノの存在を喜んでいるということもいわれる。これに対し、賭博による消費者の支出選択肢の増大は、真に消費者を含む社会全体の利点とは実証されていない。むしろ、反社会的なものとして規制されるべき。消費者の自由選択には有害なものがある。病癖になっているだけのものもあるし、消費者の「自由選択」そのものが真に“自由”でない場合もある。言うまでもなく｢薬物｣｢アルコール｣｢売買春｣など個人の主観的な選択で済ましては良くないことが多い。

賭博は単なるゲームでなく有害性が高いので、消費者の完全自由選択に任せられないことはカジノ産業擁護論者も否定できないところである。

４．利益と不利益の不公平と社会的不公正・倫理性の欠如

ギャンブル依存、ギャンブル障害の発生を考えると、カジノ開業者の経済的利益より消費者又は社会の経済的不利益の方が大きい。カジノの経済的利益と不利益は同一人に生じるのではなく、むしろ不平等な支配・従属関係が生じる。これを無視したカジノ産業の経済的効果論は正しくない。立場の選択の基礎において自由選択論は誤っている。

社会的不公正と倫理性の欠如は、ギャンブル産業を論じる者がギャンブルに伴う社会的コストを十分検討していないことと共に確認しておくべき点である。盗っ人の経済と盗まれる人の負の経済について正しく理解できず、負の経済を他に転嫁することは経世済民（世を治め民を救う）でない。これが判らないとすれば、自ら真実や正義を語る資格はない。

年末ジャンボ１０億円くじの「詐欺」

平成２７年も例年のごとく「年末ジャンボ宝くじ」が発売された。今回の当せん金は「宝くじ史上最高額」で「１０億円（１等・前後賞合わせて）」という。これには、新しい「詐欺」手口も使われている。

この宝くじについて、テレビＣＭや車内吊り広告などではとても判別できず有無を確認できないが、リーフレットを入手しよく見れば、読みにくい細字で「１ユニット２０００万枚」との表示がある。そして、１等は２７本とあるが、これは２７ユニット、総額１６２０億円分が完売された場合に限った想定である。これまでは１ユニット１０００万枚（３０億円分）だったが、こっそりと１ユニット２０００万枚（６０億円分）にしている。これによって、１等の賞金額を大きくしたのである。１ユニット２０００万枚というのは今回が初めてで、販売額１枚３００円のくじの２０００万枚のうち１つ、７億円が当たるようにしたのである。

　最高賞金は１０億円（１等７億円、前後賞各１.５億円）と１０桁の大金のようにみせているが、これは、１ユニット販売額６０億円分のくじの中の３連番を買っていて、しかもそのうち真ん中が１等に当たった場合に前後賞併せて１０億円になるのであるから、まとめて連番購入しないと１０億円にはならない。１０億円を獲得する確率は、１.５億円の前後賞も２０００万枚のうちの１枚であるから、２０００万枚分の１の３乗、８０垓分の１となる。

　たしかに、２７ユニット（総額１６２０億円分）が完売され、全ての連番購入者が前後賞も含めて当てていれば、２７人が１０億円を得られることになる。（正しくいうと、１等の最終番号が０であればそれに前後する末尾１番と９番を買っていなければ３連続当たりとならないが、必ずしもそのような連番を購入する訳にはいかない。連番のセット（１０枚）は末尾０～９の連番が１セットとして売られているので、仮に１等当せん番号の末尾番号が０であった場合、その連番の１番後はセットに含まれるが、１番前はそれには含まれておらず、合計１０億円とはいかない。）

　なお、この１０億円くじでは１等以外の当せんくじを大きく絞らざるを得ず、少しでも当たりやすいものを求める客用に、別に「年末ジャンボミニ７０００万」という１等７０００万円のくじも１９ユニット（５７０億円）分、同時発売するという。これとて１等は１００万本に１本で、２等以下も少し多くするという程度の工夫にすぎない。

　これらの２０００万枚に１枚、１０００万枚に１枚、１００万枚に１枚などという確率は、人が交通事故死するよりはるかに低い確率であり、地球外からの隕石に当たって死ぬような確率といわれているが、そのような事実は一切宣伝表示されない。

　戦後の当せん金１０万円レベルからついにその１万倍も賞金が上げられるに至ったのは、これが客の射倖心を煽り、購入、売上を伸ばす常套手段だったからである。

宝くじはその創設時の社会的使命（インフレーション抑制のための浮動購買力の吸収）も失われ、１０億円という当せん金の吊り上げで客を釣るしかないほど、宝くじ商法の人気が下っているのも事実である。かつてのジャンボ宝くじは１００ユニット以上を売り上げていたが今では少なくなり、その代わりに毎日売場で買えるロトやナンバースくじ、その場で結果がわかり売場を賭場そのものとするスクラッチくじなど、くじ商品を多様化して客をつなぎ止めている。

　さて、これら宝くじのＣＭに出演する俳優、コメディアン、タレントは全員当選したかのように笑っている。今回の１０億円くじの広告には「あの人も、楽しんでいる。」とあり、被告らが今回使った所ジョージ、米倉涼子、原田泰造、武井壮、要潤、ＹＯＵらは全て「宝くじ」に当たったかのように笑っているが、そんな筈もなく、皮肉に言えば「勤労心」を笑っているかのようである。彼らは、揃って笑顔の宝くじ広告で金を稼ぐのだろうが、真実をどこまで知らされているのだろうか。　（Ｊ）

totoの拡大とスポーツのギャンブル化を憂う

作　家　賭　人

１．スポーツ振興くじ（サッカーくじ、toto）は、2001年、Ｊリーグサッカーの試合を予想させるくじに始まった。サッカーの試合の勝ち負け、引き分けを全試合分当てることは、個々のゲームの予想困難さもあり、サッカーゲームを予想させるイタリアのトトカルチョに由来するくじである。

スポーツとしてサッカーに関心を持ってもらうため、購入者自ら予想を書き入れるのが本来のトトカルチョだが、日本のtotoは、実際にはコンピューターにランダム予想させた券を買わせ、それも当せん金を4億円以上大きくしたＢＩＧ（ビッグ）が売上げのほとんどである。

要するに、サッカーにかこつけ、1等賞金を大きくし、その分中間当せん金を少なめにし、必ずしも毎回当たりくじが出る訳ではないが、その分は次回に持ち越させる「キャリーオーバー」というシステムを使う。キャリーオーバーがあると1等が8億円にも10億円にもなり、射倖心を高めるからだ。

　　totoの購入者への配当は、1等も含めて売上げの50％未満である。国には15％弱、地方自治体グループに15％弱、そして主催者日本スポーツ振興センター（文部科学省所管の独立行政法人）に15％弱を分配する。（運営経費は約10％）

　　サッカーくじというがサッカー以外のスポーツ団体にも配られる。スポーツ環境の整備、競技者の育成などの「美名」はあるも、例えば柔道連盟がヤミのコーチ経費として使っていたことが、暴力・セクハラ事件で露呈したように、正しく使われている保証はない。文科省や財務省の天下り理事らに高額給付がされているように、天下り弊害もある。

２．サッカーくじは、年間売上1080億円（Ｈ25年度）で、当初計画からすると「低迷」している。しかしこれでも、コンビニ等でも購入できるようにして売店を増やし、Ｈ25年11月からは海外の試合までくじの対象として機会を増やし、かつての年商600億円レベルからようやく1000億円の大台に乗せた。しかし、富くじ発売ほどボロイ収益事業はない。刑法186条が禁じる賭博はヤクザ（暴力団）が戦後も一貫して続けており、スポーツ界では1969年のプロ野球選手ら（西鉄）の八百長談合があった。（実は戦後一時、野球くじが存在したが、八百長の危険から廃止されていた。）

　　スポーツ界は野球だけでなく相撲をめぐっても、暴力団と八百長のスキャンダルがあった。スペインサッカーの八百長問題でアギーレ日本代表チーム監督の疑惑が取り沙汰されたように、ギャンブルが絡むと犯罪が生まれる。暴力団（マフィア、ヤクザ）、脱税、マネーローンダリング、射倖心と労力意欲、教育理念の破壊、ギャンブル依存症（嗜癖、障害）など、弊害は拡大し続ける。

３．totoの対象拡大は、スポーツの世界をギャンブル化することになる。スポーツというが、競馬、競輪、競艇、オートレースは日本の当該「スポーツ」を完全にギャンブル化した。これ以上、スポーツの対象を広げてギャンブル化することはスポーツそのものをギャンブルにし、教育目的の体育もギャンブル対象にすることになる。新国立競技場の建設資金1692億円のうち500億円をtotoで捻出する予定であった。スポーツギャンブルをさらに増やそうと野球もtotoの対象にという自民党議員もいるようだがとんでもない。

　　現代のスポーツは、本来の個人心身の健康増進というより、職業化、企業化、営利主義化している。資本主義国のスポーツは商業化、社会主義国のスポーツは国営化による金目当て主義、成功報酬主義になった。スポーツは、資本主義の下では商業広告に奉仕し、商品販売に奉仕する。選手は商業タレントになっている。有名スポーツ選手は、引退後もスポーツ団体の役員やタレント型議員となって、スポーツの商業化を推進している。

東京五輪とtoto

１．2015年6月、2020年五輪・パラリンピックと2019年ラグビー世界大会を兼ねた会場として新国立競技場が2520億円で建設されることが一度は政府（文科省、スポーツ振興センター、ＪＳＣ）によって決められた。これはラグビー界のドンで五輪組織委でもある森喜朗元首相の後押しであった。この計画には、「金」の面から2点が指摘できる。

第一は、無茶を覚悟で巨費を要する「世界に類のない世界に誇れる国立競技場」といって、安倍総理自らがＩＯＣ大会で宣伝したものだったからだ。ザハ･ハディト氏案の採用について、安藤忠雄委員長は、デザインだけで選出し、予算など知らない関係ないと言った。単なるデザインコンテストで終わるものならともかく、実際に建設する施設について政府関係者が財政・予算面を考えない訳がなく、文科相・ＪＳＣは2012年9月の公募時に予算を1300億円と伝えていたともされる。計画を採用した安藤委員長、任せた文科相・ＪＳＣのズサンさと無責任さ、さらに受注建設業側の「談合」もあって、2013年10月には3000億円も必要だと判明する。

そこで大慌てで、2014年5月、1625億円に抑えるという基本設計にした。そこには一部の工事の保留延期もあったが、それでも詳しく見積もると895億円増えて、2015年6月末日には2520億円として計画が決定されたのだった。これには国民や各界から批判が殺到した。北京大会の主会場540億円、ロンドン大会の主会場837億円と比べても3倍以上という莫大さに誰もが驚く。世論の批判を受けて、安倍首相はトップダウンの人気穫りの格好で、７月、白紙見直しとした。白紙見直しで2019年ラグビー世界大会には間に合わないが、何とか一応1000億円以下でと見直しを考えているようだ。だが、「受注予定」のゼネコンはもとより、企画、宣伝、運営をする官・民の利権は依然強く、設計と建設の一体化もあり、1500億円レベルの2案が12月14日公表された。

２．第二は、実際にどうやってその金を捻出するかについて不明のままである。安倍が責任者なのに、責任者不明の計画を決定するぐらいだから、資金の具体的目途など不明である。

　　東京都知事は、当初拒否した500億円を、今では400億円台にして負担すると言っている。

2013年totoのスポーツ振興法を改正して、法本来の地域スポーツ振興という目的を、トップ選手らの支援のために財源を使う法として改正（収益の3分の2を使い、3分の1を国庫納付）し、当分の間、売上の5％を新国立競技場建設費に充てられるようにしたのだった。totoは年約1000億円の売上で、この2年でまず109億円がこの建設費用に吸収された。ちなみに、最近1000億円レベルの売上になっても収益は40％の約400億円であり、本来、その3分の2の266億円が民間スポーツ振興に使用できるところ、年約50億円が建設費として先取りされることになる。新国立のために年50億円の補助資金をカットすることに対し、スポーツ界から批判があり、アスリートらも高額の新国立に批判の声を上げたのだった。

　この点、スポーツ振興法に「当分の間」として売上の5％カットの意味するところを詳しくみておこう。仮に、toto売上を年1000億円とする。このうち購入者へは最大で50％が払い戻しされる（実際は45％程度）。売上から収益を計算すると、当然「運営費の金額」が控除される。例えば、売上の15％が運営事務費とすると150億円を要することになる。すると、本来ＪＳＣは年1000億－450億－150億＝400億円の収益となり、この400億円の3分の1を国庫に納付すると定められている。その残る3分の2が、ＪＳＣの収益金からの使途金である。400億円×2／3≒266億円となる。しかし、スポーツ振興法8条の2で「当分の間」、狭義の運営費の金額に文部科学大臣と財務大臣が協議した金額（特定金額）を加えて、これを「運営費の金額」とするとしているため、平成25年スタート時から売上の5％（1000億円なら50億円）が運営費に加えられている。このため、売上1000億－払戻450億円－狭義の運営費150億で400億円となるはずの収益は、350億円となる。（国庫への納付金は、400億円の3分の1（約133億円）ではなく、350億円の3分の1（約117億円）となる。）この年50億円は特定金額となり、別途8条の3により新国立競技場の費用（特定業務）として使われる。そして、ＪＳＣからのスポーツ団体等への助成金は収益金の3分の1以下と定められているので、400億円の3分の1の133億円でなく、350億円の3分の1の117億円が上限となる。こうして、1000億円を売り上げてもスポーツ団体等への助成金も年16億円が目減りすることになるのだ。

簡単に言うと、新国立への5％は「当分の間」ということでスポーツへの助成金をも削ることになる。totoからの助成金を期待しているスポーツ団体やアスリートが、新国立建設費の建設費3000億円をもしこの「特定金額」で負担するとなれば、現在の水準であれば今後60年もかけて助成金が天引されてしまうと憂慮することは当然である。これがＡ元選手が「泣いて抗議した」理由の一つである。しかし、2000億円をtotoが負担すると、元金だけで40年かかる。　　　（五輪夢中）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

再論　・　宝くじ当せん確率のナゾ

　これまでに発売された多くのジャンボ宝くじは、1000万枚（販売額30億円分）1ユニットとし、例えば1等5億円が一本、前後賞1億円ずつで3連番なら7億円ということで「7億円が当たる！」と大々的に宣伝されてきた。しかも、「7億円が50本」というのは、50ユニット（1500億円分）の場合とリーフレットに小さく書かれている。

このジャンボくじ、例えば50ユニットなら、「01組123456」のように01～100組、100000～199999番の券の売れ行きに応じて追加ユニットを売るという。30億円分1ユニット1000万枚を50ユニット、1500億円分を売り上げたとなると、同じ組、同じ番号の宝くじ券が50枚ずつ存在することになる。完売すれば、確かに1等5億円は1000万枚に1本となる。

しかし現実は、完売は不可能である。複数の組も一定割合、下6桁の券番号も一定割合というような売上げになりうる。すると、1等は機械が選ぶが、組の当たりは100組のうち1つであり、ランダム且つ均分に全組売りに出されていたとしても、実際には売れていない組が「当たる」可能性がある。下6桁も同様で、当せんは必ず販売ユニット数分に比例する数とは限らない。１億枚が売れたとしても１等当せんが必ず１０本当たるとはいえないのである。

　客は希望する組を選んで購入することはできない。したがって、組の特定される１等と前後賞と２等は、客側に選択肢はないということである。

すると、1等が50本とあるのは、完全に50ユニットを完売した場合に保証されるのであり、完売でない場合は、組を含めて公正平等に売られておらず、公正な当せんになるか疑問である。

いずれにせよ、宝くじは、何枚売れて、どの番号が何枚売れ残り、各等の当せん数が実際何本で宣伝・表示と一致していたかをホームページで毎回公表すべきである。

投稿　　　　　　　　依存症の時代　　　　　石野　博人

１．私たちは依存症の時代にいる。

　　日本は伝統的に酒アルコールには寛大な国で、酒は人の交際の場に多用される。酒は度を超えてしまったり、自他に危険を生む時は厳禁されるようになったが、今も酒の宣伝広告は無差別的であり、社会的にも個人にも酒の害は多い。イスラム圏のように禁止までしなくとも、近時のテレビその他の宣伝には問題が多すぎる。

アルコールは人の気持ちを外に向かわせ快感をもたらす合法的な「薬物」だが、麻薬や覚せい剤など「ドラッグ」は人の気持ちを内部化し、外と独立した快楽の世界に引き入れる。

人は古代から麻薬を知っていたが、19世紀以来、阿片、モルヒネ、ヘロインとその薬効を高める発明がされ、20世紀にはヒロポン（覚せい剤）、リタリン（精神刺激剤）、ＳＳＲＩなど抗うつ剤が生み出された。そして、非合法の覚せい剤と医師処方のリタリン等の薬物（ドラッグ）依存者を大量に生み出した。薬物依存は、精神病治療だけでなく睡眠改善、精神安定を目的にした薬剤が開発され、大量使用のために起きた。

酒や薬物だけではない。私たちは消費社会の下にあり、欲望を「拡げ」「あきらめず」「いつまでも」「消費し続ける」ことを企業から日々宣伝され、誘惑が繰り返されている。そのため、あらゆる物品やサービスへの過剰消費が生まれている。携帯・スマホ、サプリメント・・・。病気といえるかどうかもわからない加齢による老化も、“治療”“健康”“美容”“快感”を期待して依存度を深め続けている。

２．直接に自分個人の欲望を実現しようとしている“依存”もあるが、現代の依存は社会的にシステムとして生み出されているものである。

　　私たちは、現代の自由主義・資本主義の下で、建前上は自らの責任により成果・成功を挙げることが求められている。しかし、その成果・成功は、多くは他律的である。この成果達成へのストレスは重い。そこから開放を求める人にも「あきらめるな」と圧力がかかり続けている。そして、その中から薬物依存も生まれている。また、個人に対して日々高まる逆境や誘惑に対し、十分自らをコントロールする教育、ケア、協力の十分にない社会である。

かつては不条理な不自由さも多かった。「やりたくてもやれない」ことが多かった。それが、やらなくてもよいものに依存させるものが多くなった。ギャンブル（賭博）への依存でいえば、法的な禁止から戦後部分的に合法化した公営競技や宝くじがある。そして、その賭博行為を拡大し宣伝し、ギャンブル世界に誘惑する広告が溢れている。公営競技、宝くじ、スポーツ振興くじ、世界唯一にして最大の脱法賭博パチンコ・スロットまで、その宣伝は続く。しかし、依存症については、その予防や教育さえほとんどされていない。

　　「やめたくてもやめられない」ギャンブル依存症群536万人といわれる時代にしたのは、物質依存と異なる行為依存だと分類する見解もあるが、社会システムが依存症を生んでいるという本質でいえば、現代の依存症は社会病であり、システム依存症といえるだろう。

用語解説　　　　　　嗜癖・依存・障害

　人が薬物など物質に依存することを物質依存という。これに対し、ギャンブルなど行為に依存することを行為依存という。

　かつては病的と評価し、病的な嗜癖（Pathological Addiction）はその後、病的な依存（Pathological Dependence）と呼ばれるようになったが、必ずしも病的との形容詞は付けられなくなり、近年は単にギャンブリング障害（Gambling Disorder）とも呼ばれるようになった。

　人は何か、誰かに依存（Dependence）しているし、人の行動（その中には薬の服用もある）がくせ（癖）となると否定的な評価が加わる。それがさらに進んで、やめられない止まらない状況になると“病気”と評価もされる。依存症の語は病気になることへの責任評価が加わっている。それを除けば、障害という客観的状態の評価となろう。そのためギャンブルでは賭博嗜癖、病的ギャンブル（賭博）、賭博（ギャンブル）障害とも呼ばれる。

　私達は嗜癖や依存、障害の言葉を使う時に、その背景の意味を知っておくことが必要だろう。

Responsible Gambling（ＲＧ）～責任ギャンブリング～

　このＲＧについて会報21号（2014.3.3）でも紹介しました。ＲＧは本来、ギャンブルは正しい教育、情報、そして問題ギャンブルを未然に防ぐセーフティネットも備えられるべきという意味で使う立場と、ギャンブラーが合理的判断をするなら問題ギャンブル（Problem Gambling）は起きない筈だとして「自己責任」という意味でも使われる。

　問題ギャンブルが社会的に公認されると、ギャンブルのリスクさえ情報提供すれば後はギャンブラーの問題だというのがギャンブル産業側の主張となっている。パチスロ産業は最近、「のめり込みに注意しましょう」という案内をもって、後は客の問題だとする立場である。

　しかし、Predatory（略奪的）Gamblingを仕掛けたり、また客にBias（偏見、誤解）を与えたり、Speculative spirit（射倖心）を刺激するギャンブル産業（事業）は、ＲＧも反することは明白である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　大阪府立精神医療センター（ＯＡＣ）

全国5ヶ所で国が実施するモデル事業（平成26年から3年間）を活用し、当事者、自助グループ、司法、医療、行政からなるネットワークとして平成27年5月に設立される依存症治療拠点機関の一つである。報告書によれば、平成26年（Ｈ26.10.3～Ｈ27.3.31）は、府の受託事業として大阪府立病院が主体となって精神科が対応し、ギャンブル依存の相談も5件（男4、女1）あった（薬物40件、アルコール3件）。現状は、ギャンブル依存症を原因とする犯罪収監者へのプログラム（大谷大学滝口直子教授）に参加している。具体的には、京都拘置所において平成27年1月16日～2月27日まで5回に及ぶギャンブル依存症についての講義に参加するなどしている。

コラム　　　　　　老人介護とパチンコ

　平成27年8月11日、神戸市は、パチンコなど射倖性の高い遊技を提供するアミューズメント型デイサービス施設を規制するという、全国初の条例の制定方針を明らかにした。ギャンブル性が高いことは介護サービスとして不適切なため、そのような遊技を長時間提供する施設は介護事業者として指定しないという。

麻雀、パチンコ、ゲームが高齢者の脳を活性化させるとして導入する施設が増えているが、市が視察したところ、一日中麻雀やパチンコ台に座らされたり、仮装コインまで使わせる仕組みのものもあり、デイサービス事業者として遊技主体のサービスは不適切と市長はいう。

パチンコやゲームによるギャンブル介護が不適切なら、現在の1円パチンコは介護サービスを兼ねているかのように老人らを誘惑しているのも不適切であろう。

　さらに、後日の報道によると、この条例は成立し、他の自治体へも波及している。

コラム　　　　　　　　賭博と道徳

道徳とは「人のふみ行うべき道」で「あるべき社会でその成員の社会に対する、あるいは成人相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている規範の総体。法律のような外面的強制力を伴うものでなく、個人の内面的な原理。今日では自然や文化財や技術品など『事物』に対するあるべき態度もこれに含まれる。」（広辞苑）という。

この道徳によれば人が「欺し」「欺し合い」「盗み」「盗み合い」になる賭博は非道徳になろう。遊び「ごっこ」は互換性がある。金品、時間が限られ、他人を収奪することなどないものに限り許される。

相手が「承諾」していれば自由という自由主義は、事案に応じた程度にもよる。何でも金で買える自由などない。自由主義を掲げる社会は思想・信仰や学問、職業、婚姻、家庭生活などから表現の自由まで外部と関わらない内心の範囲では絶対的といえる程自由でよい。しかし、外部に影響を及ぼす程度で相応の規制を受ける。

賭博開帳や富籤販売はこの点、他人の生活と共同社会に悪影響を及ぼすから法令上禁止されている。健全な遊びを逸脱し、他人の生活を破局しかねない賭博も非道徳といわれても仕方がない。

賭博自由論は、禁止がかつて支配者の上からのものであったり、支配者は自らは行い、被支配者のみが禁止されたという歪みからの抵抗権論とこれを自由にしても弊害は少ないという論である。

しかし、賭博の完全自由はどの国家や社会にもない。主催者には二重三重に制限（時、所、機会や資格）があるし、客の方にも国籍、人的要件、年齢、経済条件、賭けられる条件等の制限もある。この個人規制は、その本人や家族の将来にとっての安全を担保するのでなければならない。個人の健康増進のためにカジノやパチンコが必要などということは考えられない。ゲームが必要で自由にしても、商業的な金を賭けることは禁止してよい。賭博開帳は特に禁止してよい。賭けなければゲームを楽しめないとすれば、それは“病気”であり、「人の行う道」として肯認できない。

コラム　　　　　　　「一攫千金」

　2015年12月4日、日本新聞協会は「新聞広告クリエーティブコンテスト」を実施した結果を各紙で広告している。今年のテーマは「お金」。全1181作品から選ばれた入賞作品に「一攫千金」という作品がある。縦書きでデザインされており、「攫」の手へん部分から伸ばされた手が「金」の文字を握っている。（「攫」の目の部分は二つとも目のイラストになっており擬人化されたよう。）

　これは学生賞で学生作品のようであるが、「金」の文字より発する八方への光の中に、「わたしの夢は働かないことです」とある。（「夢」「働」の文字は一際大きく書かれている。）

不労で大金を穫る方法は侵奪かギャンブルしかない。このポスターの下に「宝くじ」か「toto」とでも入れればピッタリの広告である。

ちなみに、最優秀賞はお札（紙幣）に「使用期限をお金にも。」入れたらというものだった。だが、「使用目的をお金にも」入れてほしいところである。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

書籍紹介

『Casinonomics ; The Socioeconomic Impacts of the Casino Industry』

（直訳：カジノミクス―カジノ産業の社会経済的効果）　ダグラス.Ｍ.ウォーカー（2013年）

和訳出版名『カジノ産業の本質―社会経済的コストと可能性の分析』

（日経ＢＰ　山田美明他訳　344頁　2015.6.15　4500円＋税）

　原著者は前書きで、2009年出版の前著「カジノの経済学」よりも多くのデータを利用して実証的研究に重点をおいたという。米国カジノには、①商業カジノ、②インディアンカジノ、③レーストラックカジノ（競馬場やドッグレース場に併設されたカジノ）があるが、①を分析対象としたという。本書は4部構成からなる。力作なので詳しく紹介する。

１．＜１部＞カジノの経済的利点の視点で次のように項立てする。

　①カジノと経済成長、②ギャンブル、消費者行動、福利、③カジノと経済成長に関する誤り、④カジノと経済成長の関係分析、⑤カジノと経済成長の関係を示す最新の証拠、⑥カジノが州の税収に及ぼす影響。これらを述べて、著者はまとめとして、カジノ産業を他のエンターテインメント産業と同様視し、これを否定する見解を「単純、悪く言えば短絡的である」と断ずる。

　　そして、カジノ産業は経済活動として建設から運営までの資本投資、労働力市場を提供し、プラス効果を生むという。そして最大の経済的利点は、消費者支出の選択肢増だという。

　　カジノ反対派が経済に対する実質的負の影響を問題とするのは正しいとしつつも、カジノ産業には雇用増大と消費者が進んで支出する（買う）サービス提供以上の経済的便益があるという。ただ、著者はカジノが州地域の経済に貢献する（経済成長、雇用、賃金にプラス）一方、合法化の利点として挙げられる税収増の効果を示す証拠は見つからなかったとする。

２．＜２部＞病的ギャンブルと関連行動として次のように項立てする。

　　①カジノと飲酒運転による死亡事故、②ギャンブルと犯罪、大量飲酒、薬物使用、買春、③ギャンブルと注意欠陥、多動性障害。そして、①飲酒死亡事故は高め、負の影響がある、②ギャンブル行動は犯罪、大量飲酒、薬物使用、買春に走りやすいこと、犯罪傾向はロトとカジノ以外のギャンブルで強いこと、③ギャンブル行動とＡＤＨＤの関係では多動・衝動型ＡＤＨＤでは有意な関係があったとする。そして、大方の予想どおり、分析の結果は心理学的研究の結果と大方一致するという。

　　その中にはギャンブルでの損失が501～1000ドルの者は一般人より15％、1001～5000ドルの者は27.5％も高く、5000ドル以上でも24～25％高いデータはあるがサンプルが少なく統計的有意といえないとする。しかし、ギャンブルの損失額が大きくなると犯罪に係わる可能性を示唆するという。この傾向は男性が強く、女性は重大な犯罪に係わったのは3174人中259人、8％であったのに対し、男性は2971人中669人、22.5％という。

　　次に、薬物使用ではＤＳＭ適用の問題ギャンブラーは平均より73～84％高く、薬物使用がかなり重いという。カジノの大量飲酒は20～26％上昇させ、買春は17％高いという。ここで著者は、これらの問題行動や有症率、ＡＤＨＤについてどうすべきか考える必要があるという。

３．＜３部＞社会経済的側面から見たギャンブルの負の影響として次のように項立てする。

　　①ギャンブルの社会的コスト、②社会的コスト分析の問題、③ギャンブルは非生産的な活動か、④カジノと犯罪：論文の再検討、⑤カジノの商業用不動産、⑥ギャンブル産業内の関係　を述べる。

　　①②では、社会的コストの定義がはっきりしていないことから、社会的コストを過大に見積もられるという。しかし、社会的コストを貨幣換算するのは本質的に無理という。そしてギャンブルに関連する特定コストに焦点をあて、カジノと犯罪には明確なつながりがないとし、カジノの導入が他の産業をカニバライズするかどうかについて、ある種の小売店や観光はカジノの恩恵を受けるとする。そして、カジノはドッグレースと宝くじにマイナス、競馬にはプラスの影響があるという。

　　なお、ギャンブルは非生産的な活動との指摘について、ノーベル賞経済学者のサムエルソンの言葉を引用して批判することに対し、その論者はこれを都合の良いところだけ引用するものとして、サムエルソンの脚注まで利用して、誤引用だと批判する。

　　『サムエルソン経済学』（岩波書店　都留重人訳）によると、上巻448頁の本文には、「なぜ賭け行為はこのように好ましくないと見なされるだろうか。その理由の一部、おそらくはいちばん重要な部分は、道徳とか倫理ないし宗教の分野に属することからであると思われる。これらのことに関しては、経済学者は経済学者の資格では最終判断を下すことはできない。しかし、経済学の立場においても、賭け行為に対しては相当に有力な否定的論議がありうる。第一に賭け行為は個人同士のあいだの貨幣の、または財貨の無益な移転にすぎないという場合がある（註）。それは何の産出物を生まないのに、しかも時間と資源を吸い上げる。レクリエーション―そこでの主目的は時間をつぶすということにある―の限度を超えて行われる場合には、賭け行為は国民所得の削減を意味するだろう。経済学者の立場から見た賭け行為の第二の欠点は、それが所得の不平等と不安定性を助長する傾向を持つという点にある。それぞれが同一の金額をもって賭けを始める何人かの人たちも、帰るときには大きく差のある金額を懐にしているのが普通だ。賭けをする人の家族が当然予期しなければならぬのは、日によって世界の頂点に立った状態であるかと思うと、そのうちまた運勢が変わって――賭け行為について我々が確実に予言しうるのは、運勢は変わるということだけだ――今度は飢えに迫られるようになるかも知れぬという点である」と詳しく書かれている。また、（註）でも「職業的に経営されている賭け行為では、どれでも実際にはお客が差し引き損をするようになっている。どうして漏損が生ずるかというと、それは「親」のほうに勝ち目があるように仕掛けてあるからで、「正直」な親でも長期的には勝つようになっている」とある。

　　著者は、サムエルソンの次頁の脚注まで引用して、投機と保険にかかわる賭け行為の禁止の議論に触れ、「適当の賭け行為は社会的に有用な方向に引き入れて転換できると考えている人たちもある」の言葉を引用し、ギャンブル一般の肯定論があるかのようにいう。

しかし、著者自身、「コカインやギャンブル癖をアイスクリームやテニスシューズとは決定的な差がある」としたサムエルソンと共著のあるノードハウス氏らの言葉を聴いたとする。

賭博行為そのものを経済的に有用なものとするには、ビジネスとしては保険や危険分散のための投機という範囲に限った本来の使い方であるべきで、射倖心を利用した賭博産業ビジネスは、サムエルソンの是認できるとしたものではない。

４．＜４部＞全体のまとめで、ギャンブル研究の歴史と今後を述べている。ここでは2007年発行の原著への自負が大きく述べられている。

本書では全く研究できていないオンラインギャンブルについては、ゲインズベリーの2012年発表によれば、2011年の世界のオンラインカジノの収益は推定330億ドルになり、これは米国商業カジノと同規模で、カジノや宝くじより速いペースで成長を続けるのは確実とある。

５．米国の一部州でも、オンラインギャンブル（オンラインカジノなど）が出現しており、オンラインギャンブルは国境を越えるという。330億ドル（4兆円）規模のギャンブルは、今後日本でも拡大していく可能性が大であり、インターネットを通じて問題のあるギャンブル、収奪的なギャンブルは、さらなるギャンブル被害拡大を招くこと、必至である。

　　原著者は、オンラインギャンブルを既存ギャンブルセクターへの影響として重要な研究テーマというが、それらの将来の研究は、①過去の研究、②データ入手の可能性、③研究方法の技術革新、④ギャンブル産業の変遷、⑤政策決定者の関心、⑥研究資金の有無によって決まるという。

６．本書は、カジノ肯定の前提に立った上で、カジノの企業経済的効用をいい、その否定的側面にも言及しているが、ギャンブル依存をはじめとする負の社会的側面には限定した調査しかできていない。

　　それでも、第２部として病的ギャンブルと関連行動をまとめることによって、負の社会経済コストも一応検討した分析になっているが、原著者もその負のコストの検討は十分ではない。そもそも自由経済市場にすることができない賭博産業―カジノ産業の本質は変えようがない。

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2015.9.28～12.10）

2015. 9.28　　赤旗　　　　横浜のカジノに反対　法案継続を批判　市民団体が集会

　　　10.3　　ベトナム　　現地メディアが内国人カジノ利用解禁を支持

　　　10.4　　産経　　　　中国の景気低迷と反腐敗キャンペーンがマカオ直撃　カジノは閑古鳥

　　　10.5　　神奈川　　　どうなるカジノ誘致　法案は継続審議

　　　　　　　秋田魁　　　ギャンブルで介護予防　やりすぎ防止　神戸市が条例

　　　　　　　ベトナム　　国内の合法カジノ8ヶ所、14年売上高は1.4兆ＶＮＤ（約74億円）

　　　10.6　　日経　　　　マカオのカジノ産業に広がる投資家離れ

スポニチ　　大のギャンブル好き　巨人・福田　野球賭博関与

　　　　　　　　〃　　　　球界激震！　巨人・福田が野球賭博　刑事事件に？警察への届出も

　　　　　　　ニッカン　　野球くじ断念か　巨人福田の賭博関与、政府内に衝撃

　　　10.9　　サイゾー　　パチンコ業界の介護ビジネスがヤバすぎる！　老人を無料体験で依存させ、貯金を搾り取る手口とは

　　　10.13　　産経　　　　パチンコ店放火事件で弁論　最高裁

　　　　　　　中国ﾒﾃﾞｨｱ　　韓国のカジノ、「モデルが付きっ切りでサービス」と中国人客集める

　　　10.14　　日経　　　　香港　マカオカジノ株低迷、重荷

朝鮮日報　　中国国営中央テレビ「済州島カジノ、三流女優の性接待で中国人客誘致」

　　　10.15　　ＮＰＯビッグイシュー基金　報告書『疑似カジノ化している日本』発行

　　　10.17　　マカオ新　　韓国カジノの中国人ギャンブラー勧誘めぐり中韓がせめぎ合い

　　　10.19　　朝鮮日報　　日本でパチンコに興じる韓国プロスポーツ選手たち

　　　10.25　　週刊ﾎﾟｽﾄ　　内部調査で発覚　某球団主力選手5人が裏カジノ出入りの情報

　　　10.26　　朝日　　　　介護施設に「カジノ」、効果は　類似通貨でパチンコなど

　　　　　　　 読売　　　　貧困子供のSOS：母いない夜　公園通い（母は生保費をパチンコに）

　　　　　　　　〃　　　　工藤会の金脈断つ　パチンコ店、みかじめ料の被害を警察に訴え／福岡

　　　10.27　　毎日　　　　窃盗：パチンコ好きで生活苦　鹿沼署巡査再逮捕　失踪、都内など転々

　　　　　　　デイリー　　カジノで巨額賭けた3選手が代表から外れる…韓国球界大揺れ

　　　10.28　　産経　　　　脱カジノ依存へ一歩　マカオ、家族向け施設開業

　　　　　　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　米領サモア：カジノ施設設置を検討　観光振興策　津波からの復興挑む

　　　10.29　　　〃　　　沖縄県：島尻沖縄相ｲﾝﾀﾋﾞｭｰ（琉球新報）「ｶｼﾞﾉを含むﾘｿﾞｰﾄ(IR)には賛成」

　　　10.30　　毎日　　　　戒告：小学校教諭、拾ったカード使いパチンコ／群馬

　　　10.31　　読売　　　　パチンコ業界　暴排誓う　暴力団排除総決起大会開催（30日）／福岡

　　　11.1　　ｽﾎﾟ報知　　　パチンコ「等価交換」消える

　　　　　　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　日本IR創設ｻﾐｯﾄin泉佐野：IR議連、監査法人、識者、ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ勢揃い

IR推進法案の展望～次期国会での成立に向け、政府と意思統一

　　　11.4　　　＜当会　会報第３９号発行＞

　　　　　　　産経　　　『科学研究とデータのからくり　日本は不正が多すぎる』谷岡一郎著

　　　11.7　　朝日　　　　公営ギャンブル　試行錯誤　無観客で経費削減、ネット販売で活路

　　　11.9　　ｻﾝｽﾎﾟ　　「借金返済のためﾊﾟﾁﾝｺに」同僚の財布盗み3等陸曹懲戒免職

　　　　　　　ﾏｶｵ新　　　マカオ：ｶｼﾞﾉ入場禁止申請わずか700件＝当局は依存症対策へ啓蒙活動強化、ｶｳﾝｾﾗｰ大幅増員の意向

　　　11.10　　ｻﾝｽﾎﾟ　　　巨人2軍球場が賭場…ﾏｰｼﾞｬﾝ、ﾄﾗﾝﾌﾟ、高校野球でも恒常化

　　　　　　　 ﾆｯｶﾝ　　　巨人解雇３選手は「闇カジノ」でバカラ賭博も

　　　11.14　　　〃　　　バカラ賭博場、店長や客ら逮捕　和歌山

　　　11.18　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　韓国：IR3社計の3Q業績　KWL順調　外国人専用ｶｼﾞﾉ事業の環境は中期的に一段と厳しく

　　　11.24　　神戸　　　　遊技提供の介護施設規制　県、神戸市「税金投入適さぬ」

ﾆｭｰｽﾞｳｨｰｸ　　カジノの都に残ったトランプの大きな爪痕

　　　11.26　　中央日報　　韓国検察「林昌勇選手、マカオで4000万ｳｫﾝ賭博認める」

　　　12.2　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　ﾆｭｰｼﾞｬｰｼﾞｰ州北部にもｶｼﾞﾉ導入をめぐり政治対立（ｶｼﾞﾉ利益をめぐり）

　　　12.3　　ﾏｶｵ新　　　　ﾏｶｵｶｼﾞﾉ売上18ヶ月連続前年割れ　11月2529億円（32.3％減）

　　　　　　　　〃　　　　マカオ：全体犯罪減るもカジノ絡み高利貸し、監禁犯罪３割増

　　　　　　　日経　　　　ｶｼﾞﾉ事業へ投資として集め出資法違反（ﾈｯﾄｶｼﾞﾉの出資と称し48.8億円）

　　　　　　名古屋TV　　　暴力団、違法ｶｼﾞﾉから用心棒代　山口組系幹部逮捕

　　　12.8　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ：見通し　カジノ市場　2015年は48億㌦、2016年も停滞

　　　　　　　　〃　　　　米国：ｱﾗﾊﾞﾏ州　ｺﾏｰｼｬﾙｶｼﾞﾉ設置法案　2016年の成立は困難な情勢に

12.9　　日経　　　　カジノ「反対」45％、「賛成」29％を上回る　電通調査

　　　　朝日　　　　電通、IR（ｶｼﾞﾉを含む統合型ﾘｿﾞｰﾄ）に関する調査を実施

12.10　　静岡　　　　浜松市職員236万円横領「パチンコで借金」懲戒免職

　　　中央日報　　　野球・吾昇桓（阪神ﾀｲｶﾞｰｽ）、「1000万ｳｫﾝ未満の賭博」認める

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**事務局だより**

○12月15日に発表された今年の漢字は「安」。安倍はノー天気に安が倍になると喜びましたが、選者は安保法が戦争法である「不安」、テロや災害･原発の「不安」と安心できる福祉を求めたものです。

○2012年3月発行の創刊号から3年9ヶ月続けて今回40号を迎えました。今回は硬派の論調が強いですが、次回はもっと軟派になればと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【裁判情報】大阪高裁 平成27年(ネ)第３１５６号　宝くじ販売差止請求控訴事件

平成２８年２月１８日（木）午後１時１５分　　別館７３号法廷（傍聴可）

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会